

2. 一宮川改修事務所等の組織を拡充しました。

一宮川水系流域治水プロジェクトの実施にあたり、以下のとおり組織を拡充しました。

- ・ 中流域における用地補償交渉の開始にあたり、**一宮川改修事務所に「用地課」を新設**
- ・ 中流域における護岸工事の本格着手等にあたり、**一宮川改修事務所の「改修課」「復興課」を「復興第一課」「復興第二課」に改組、増員**
- ・ 本庁のバックアップ体制として、**河川整備課に「一宮川流域浸水対策班」を新設**

一宮川改修事務所の各課の仕事、課長から一言

- 用地課 ・ 一宮川改修事務所所管事業に伴う用地買収・移転補償等に関する業務
(課長 川名 進也)
「用地補償交渉の開始にあたり、新設する用地課 課長の川名です。交渉におきましては、皆様の御理解を得られるよう、親切かつ丁寧な説明を心掛けていきます。」
- 復興第一課 ・ 鶴枝川合流点より上流の一宮川の改修事業
(課長 鈴木 宏昌)
「新任の復興第一課長の鈴木です。中流域の護岸工事や第二調節池の増設工事等を、着実に進められるよう、全力で取り組んでいきます。」
- 復興第二課 ・ 鶴枝川合流点より下流の一宮川の改修事業
(課長 中山 裕康)
「一宮川改修事務所の2年目、復興第二課長の中山です。今年度は中流域の河道拡幅事業の現場着手に全力を注ぎます。」

3. 用地補償説明会を開催します!!!

令和3年3月から開催延期していた**用地補償説明会**については、**5月中旬頃に開催**する予定ですのでお知らせします。

具体的な日程や会場につきましては、別途、地権者の方への案内文書の送付及び一宮川改修事務所ホームページでお知らせする予定です。

なお、今後の状況により、用地補償説明会を中止する場合には、別途、お知らせいたします。

その他、補償物件の調査等のため、用地補償説明会に先立ち皆様へ連絡をする場合もありますので、御了承いただけるようお願いいたします。

4. 次号の一宮川流域通信について

次号 (vol.6) の一宮川流域通信は、令和3年9月以降に、以下をお知らせする予定です。

なお、事務所HP (下記QRコードまたは検索エンジンにて検索) に掲載、各市町村役場にて配布中です。

- ① 一宮川水系流域治水プロジェクトの進捗状況 など



千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
(長生合同庁舎4階)
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706

事務所HP



一宮川流域通信

千葉県 一宮川改修事務所
茂原市 茂原 1102-1
TEL 0475-26-3703
FAX 0475-26-3706

新年度のご挨拶

今年度は、茂原市街地の抜本的な河川改修工事の着手、睦沢町や長生村での用地買収及び橋梁工事、第二調節池の暫定供用など予定しています。また、上流域・支川について、河川整備計画に位置付けし、来年度からの事業化を目指すほか、流域の皆様と一緒に協働して「流域治水」に取り組んでまいりたいと考えております。事務所の体制も強化しまして、県関係部局・市町村と連携し、全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



一宮川改修事務所 所長 古橋 保孝

1. 一宮川水系流域治水プロジェクトを推進します!!!

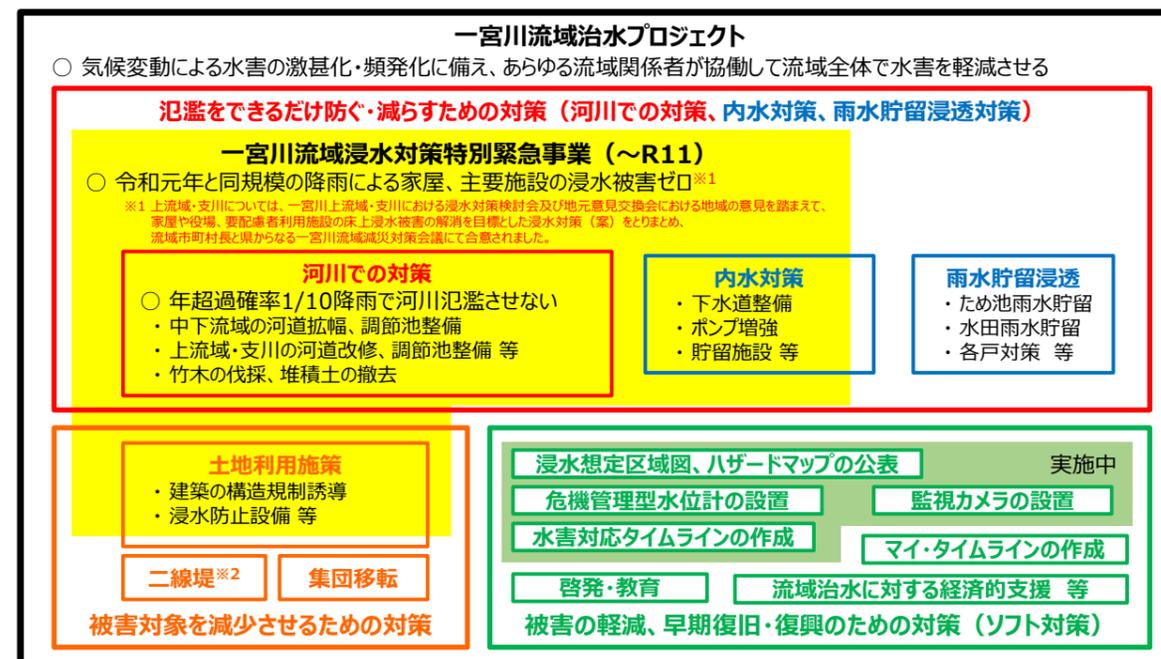
一宮川流域では、過去30年間で4度目の被害が生じた事を踏まえ、**令和元年10月25日と同規模の降雨**に対して、**家屋や主要施設の浸水被害ゼロ※1**を目指し、**令和11年度末迄**に、河川整備と内水対策(下水道整備、貯留)、土地利用施策(建築規制等)が連携した**一宮川流域浸水対策特別緊急事業**を実施しています。

また、令和元年東日本台風など毎年、全国各地で豪雨災害が発生しており、**気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」**が必要となっています。

そこで、3月23日に**第1回一宮川流域治水協議会**を開催し、**中小河川としては全国に先がけて、「一宮川水系流域治水プロジェクト」**を策定すること、流域治水協議会の下に**市町村部会**を設置することを**流域市町村長と合意**しました。



第1回 一宮川流域治水協議会



※2 二線堤：万が一、洪水氾濫が発生、または、堤防が決壊した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たします。

一宮川水系流域治水プロジェクトのうち 一宮川流域浸水対策特別緊急事業

(1) プロジェクトで実施する対策概要

一宮川水系流域治水プロジェクトでは、以下の対策を実施します。

なお、**上流域・支川における河川整備**については、**令和3年度末迄に河川整備計画に具体的な箇所を位置付け**ます。

また、**河川整備以外**は、**流域治水協議会や市町村部会にて協議し、令和3年度末迄に具体的な内容をとりまとめ**ます。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

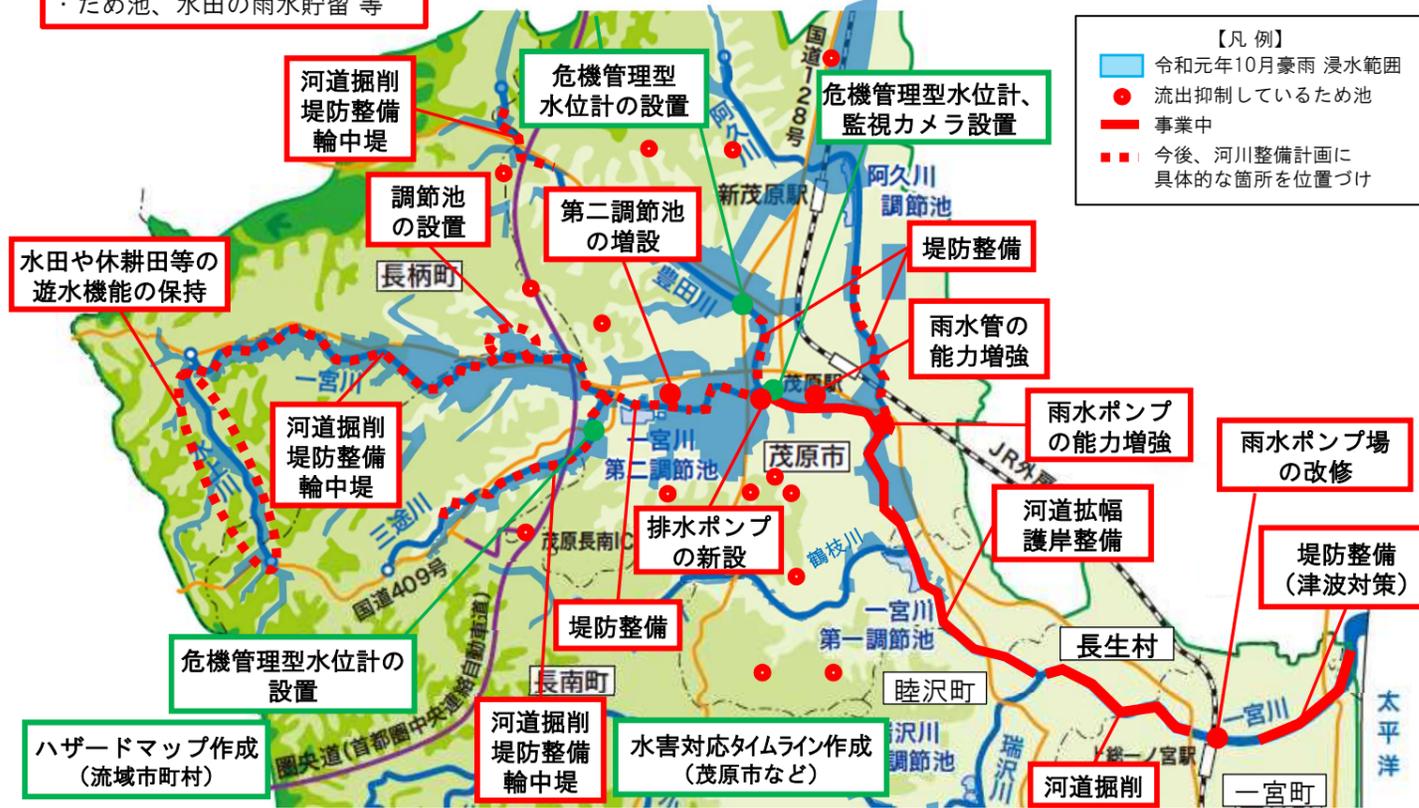
- 河道改修、輪中堤整備
- 調節池の設置、遊水地
- 竹木の伐採、堆積土の撤去
- 内水対策(下水道、貯留施設)
- 各戸等の雨水貯留浸透対策
- ため池、水田の雨水貯留等

■ 被害対象を減少させるための対策

- 建築の構造規制・誘導
- 耐水構造化の促進
- 浸水防止用設備の促進
- 二線堤整備 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 浸水想定区域図、ハザードマップ作成
- 危機管理型水位計、監視カメラ設置
- 水害対応タイムライン作成
- マイ・タイムライン作成
- 流域治水に関する啓発・教育
- 流域治水に対する経済的支援 等



(2) プロジェクトの目標

- 1) 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減
- 2) 令和元年豪雨と同規模の降雨に対して、家屋及び主要施設※1は浸水被害ゼロ※2 (～R11)
 - ※1 役場、要配慮者利用施設 等
 - ※2 一宮川水系流域治水プロジェクトのうち、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の目標
 - なお、上流域・支川については、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や役場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策(案)をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。
- 3) 県内河川の整備水準程度の降雨※3に対して、外水氾濫させない(遊水機能を保持する区間を除く) (～R11)
 - ※3 県内河川において20～30年間で計画的に実施する河川整備の目標である年超過確率1/10の降雨(一宮川上流域で時間最大雨量50mm、一宮川流域平均で時間最大雨量30mm程度)

(3) プロジェクトのロードマップ

	令和2年度	令和3年度	令和4～6年度	令和7～11年度	中長期
河川での対策	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の変更(中流域) 上流域・支川の河川整備案とりまとめ 集中的な竹木伐採、堆積土の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 激特工事の本格着工 河川整備計画の変更(上流域・支川) 集中的な竹木伐採、堆積土の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 中下流域の整備(～R6) 上流域・支川の事業化(R4) 集中的な竹木伐採、堆積土の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 上流域・支川の整備(～R11) 継続的な治水機能の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な治水機能の強化・維持 気候変動を踏まえた対応の検討
内水対策 土地利用 雨水貯留 ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> 上流域・支川の流域対策の項目出し 危機管理型水位計の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 流域対策の試験施工 流域対策の具体内容のとりまとめ 監視カメラ等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 内水対策の実施 その他対策について先行地区にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 内水対策の実施(～R11) その他対策について流域全体へ水平展開 	<ul style="list-style-type: none"> 内水対策の強化 その他対策について継続
全体マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水協議会、市町村部会の設置 流域治水プロジェクトの公表 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトに流域対策の具体的内容を位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトのフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトのフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトのフォローアップ

プロジェクトのうち、一宮川流域浸水対策特別緊急事業の完了(R11末) →

(4) 今年度の取り組み

今年度の取り組みは、以下のとおりです。

【河川整備】

- 下流域：権利者調査、用地補償交渉 等
- 中流域①：河道拡幅に伴う橋梁架け換えに着手、用地補償交渉 等
- 中流域②：護岸工事(夏以降に本格着手) 等
- 一宮川第二調節池の増設：掘削工事、越流堤工事 等
- 上流域・支川：河川整備計画の変更、R4事業化に向けた調整
- その他：集中的な竹木の伐採、堆積土の撤去

【内水対策、土地利用施策、雨水貯留浸透対策、ソフト施策 等】

- 河川監視カメラや危機管理型水位計の設置
- 市町村部会にて、具体化の検討や試験施工等のうえ、R3年度末迄に具体的内容をとりまとめ

